

手稲区稲穂金山地区防災計画 (土砂災害を想定した避難計画)

令和 7 年 2 月 26 日

目 次

- 1 稲穂金山地区の災害特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 災害に応じた避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 3 土砂災害（特に土石流）に特化した避難計画の必要性・・・ 2 ページ
- 4 土砂災害の避難情報の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3 ページ
- 5 避難所への一時的な避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4 ページ
- 6 土砂災害に対する避難は一時的な避難・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 7 気象警報解除後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- 8 今後の避難所のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ

（参考資料）稲穂金山マップ（土砂災害）

1 稲穂金山地区の災害特性

稲穂金山地区は、札幌市の中心部から北西に 10 数キロ離れた手稲山の麓に位置し、自然環境に恵まれた住宅地を形成しています。

一方で、このように自然に恵まれた地区であるがゆえに、逆に、地震・洪水・土砂災害などといった自然災害による脅威がもたらされることもあります。

(地震)

- ・地震災害マップによると、山側は比較的地盤がよいため建物全壊率や液状化危険度が他の地区と比べ低くなっています。

(洪水)

- ・ハザードマップによると、金山の一部と両地区の国道 5 号と JR 線の間の区域で 50 cm 未満の浸水の可能性があります、大規模な水害は想定されていません。

(土砂災害)

- ・次のような地形や場所を有していることから、最も注意をすべき災害であり、直接土石流によって住宅地に影響を及ぼす区域が 6 区域、そのほかに複数のがけ地があります。
- ・具体的には、手稲山から住宅地に対していくつかの川が、山間の沢から急傾斜を伴って河川となり、平地で合流し海へ向かって流れています。このため、山肌の一部が崩れ、土砂や礫が大雨による水と混ざり合って、非常に速いスピードで流下するといった土石流が発生し、住宅地に甚大な影響を及ぼす危険があります。
- ・手稲山の麓や星置川沿い、JR 星置駅付近の函館本線沿いの南側には複数のがけ地（急傾斜地）があり、一部の住宅ががけ地に隣接して建てられており、地震の揺れや大雨による浸透水により、がけ地表層の土砂や礫が一気に滑り落ちるがけ崩れが生じる地域が複数点在しています。
- ・地区の南側の一部は、広範囲の斜面がそのまますべり出す地すべりの警戒区域にかかっています。

2 災害に応じた避難

災害の被害や避難による混乱を最小限にとどめるために、災害の種類に応じた避難が求められます。

(地震)

- ・通常、発災後の避難となることから、建物の倒壊又は倒壊の恐れがある方等が避難所に避難し、それ以外の方は原則自宅にとどまってもらい、物資等が必要なときにだけ、備蓄物資を配布している避難所に来てもらうことが基本となりますが、地震発生に伴い、土砂災害が発生する危険があるため警戒が必要です。

(洪水)

- ・ある程度の予測は可能で、事前の避難を行うことができますが、50cm 未満程度の浸水の場合、避難所に避難するより在宅避難や、近所の 2 階建ての家をお願いして避難することの方がよい場合があります。

(土砂災害)

- ・人命にかかわる可能性が高いので、あらかじめ避難所へ避難することが大切となります。特に、土砂災害警戒区域内に居住されている方が、危険を感じたら自主的に非難するなど、早めに避難することで人的被害を未然に防止することが可能となりますが、スムーズな対応が取られなかった場合は、甚大な被害を受けることにつながります。

3 土砂災害（特に土石流）に特化した避難計画の必要性

- ・稲穂金山地区は、土砂災害による避難の重要性が他の地区より高い。
- ・土砂災害は、大きく分けて「土石流によるもの」と「がけ崩れによるもの」とがあり、一般的に土石流の方が広範囲な被害となりやすい。
- ・土砂災害警戒区域(土石流)内に居住されている方は、がけ地付近に居住されている方より一般的に危機意識が低い傾向にあることから、避難に対する意識をより醸成していく必要があります。
- ・このため、この計画では「土砂災害（特に土石流）」に特化した避難のあり方について取りまとめることとします。

4 土砂災害の避難情報の発令

- ・札幌市から避難を呼びかける場合は、緊急速報メール（エリアメール）、テレビ、ラジオなどの手段を通じて行うこととなりますが、以下は、避難段階ごとの呼びかけ例です。
- ・豪雨時にはこうした情報に常に留意するとともに、発令が行われたときには、適切な行動をとりましょう。
- ・緊急速報メール（エリアメール）での発信は区単位で発信されるため、対象となる具体的な区域は、ホームページ（さっぽろ防災ポータル、札幌市公式）等で確認が必要になります。
- ・このため、特に土石流による災害の場合は、日ごろから自分の居住しているところが、土砂災害警戒区域内であるかを常を確認し、避難の呼びかけを認知したら直ちに避難するようにしましょう。
- ・土砂災害警戒区域から離れたところに居住している方は、稲穂金山地区は避難所が限られている現状にあることから、避難したとしても既に混雑している場合が考えられます。また、豪雨時に外に出ることが逆に危険な場合もありますので、できるだけ自宅内で待機しましょう。

(1) 高齢者等避難 警戒レベル3

こちらは、札幌市です。
令和○年○月○日○時○分に、以下の区域に土砂災害の警戒レベル3
高齢者等避難を発令しました。
高齢者の方など避難に時間がかかる方は、避難所に避難してください。



(2) 避難指示 警戒レベル4

こちらは、札幌市です。
令和○年○月○日○時○分に、以下の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4
避難指示を発令しました。
土砂災害の危険性が高まっています。
土砂災害警戒区域の方は、速やかに避難所等に避難してください。避難所
等への移動が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部
屋に移動するなど、身の安全を確保してください。



(3) 緊急安全確保(切迫している場合) 警戒レベル5

こちらは、札幌市です。
令和○年○月○日○時○分に、以下の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5
緊急安全確保を発令しました。
命の危険が迫っています。土砂災害警戒区域の方は、速やかに避難所等に
避難してください。避難所等への移動が危険な場合は、少しでも崖や沢か
ら離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してくださ
い。

5 避難所への一時的な避難計画

- ・稲穂金山地区は、住宅街に影響を及ぼす6つの土砂災害警戒区域(土石流)が指定されています。(別表のとおり)
- ・稲穂小学校と稲穂中学校は、土砂災害警戒区域(土石流)内に位置していることから、避難所として使用することができず、地区内全体として利用できる避難所が限られています。
- ・したがって、まずは、安全な地域の親戚やお知り合いの家などの避難先の確保のご検討をお願いします。
- ・土砂災害の関係で『高齢者等避難』が発令された場合、土砂災害警戒区域(土石流)内に居住している高齢者等で、避難所以外の避難先を確保できない方は、別表に記載している避難所に避難するものとします。
- ・より危険度が高まり『避難指示』が発令された場合、土砂災害警戒区域(土石流)内に居住している全ての方で、避難所以外の避難先を確保できない方は、別表に記載している避難所に避難するものとします。
- ・避難にあたってすでに避難所が混雑していて利用できる状況でない場合は、別の地区の避難所に避難していただくこととなります。
- ・本来であれば、土砂災害警戒区域外の方も、不安がある場合等は避難所へ避難していただくことが望ましいところですが、利用できる避難所が限られていることから、このように土砂災害警戒区域内に居住されている方を最優先に避難所を利用することとなっていることをご理解願います。

- ・特に、濁川・右濁川を区域とする土砂災害警戒区域内に居住されている方は、避難先となる手稲養護学校(地域避難所)、稲穂高等支援学校(地域避難所)が、稲積川を区域とする土砂災害警戒区域内に居住されている方は、避難先となる祥龍寺(地域避難所)が混雑することが予想されるので、近接する基幹避難所の手稲中央小学校や手稲区体育館への避難のご検討をお願いします。
- ・高齢者等避難の段階で避難所への避難に余裕がある場合、自家用車での避難を可能としますので、できるだけ近所の要配慮者を誘っての避難にご協力をお願いします。

〈地区ごとの避難先としての一時的な避難所〉

別表

町内会	土砂災害警戒区域（土石流）	避難先
金山団地町内会 内土砂災害警戒区域	稲穂川 I-01-0950 H30. 7. 27 指定 金山 3 条 2～3 丁目	◎手稲西小学校 ◎手稲西中学校
金山バイパス団地町内会 内土砂災害警戒区域	金山川 I-01-0940 H30. 7. 27 指定 金山 3 条 1 丁目 稲穂 3～4 条 6 丁目	◎手稲西小学校 ◎手稲西中学校
暁星第三町内会 内土砂災害警戒区域		◎手稲西小学校 ◎手稲西中学校 △手稲養護学校 △稲穂高等支援学校
暁星第一町内会 暁星第二町内会 内土砂災害警戒区域	濁川 I-01-0920 H30. 7. 27 指定 稲穂 2～4 条 4 丁目 稲穂 2～5 条 5 丁目	◎手稲西小学校 ◎手稲西中学校 △手稲養護学校 △稲穂高等支援学校
耕楽第二町内会 耕楽第三町内会 内土砂災害警戒区域	右濁川 I-H28-003 H30. 7. 27 指定 稲穂 2～5 条 5 丁目	
耕楽第一町内会 内土砂災害警戒区域	稲積川 I-01-0910 H30. 7. 27 指定 稲穂 1～5 条 3 丁目 稲穂 2～4 条 4 丁目	◎手稲中央小学校 ◎手稲区体育館 △祥龍寺
シービュータウン町内会 内土砂災害警戒区域	稲積 1 の沢川 I-01-0900 H29. 3. 21 指定 稲穂 4 条 2～3 丁目 稲穂 5 条 2～3 丁目	◎手稲中央小学校 ◎手稲区体育館 △祥龍寺

※ 表内の表示

◎：基幹避難所（札幌市が開設するため、市職員及び備蓄物資の準備がある避難所）

△：地域避難所（施設管理者と協議のうえ状況に応じて開設する備蓄のない避難所）

6 土砂災害に対する避難は一時的な避難

- ・札幌市では、防災についても限られた人材や資源を効率的に活用するため、役割に応じて基幹避難所と地域避難所を区分けして指定しています。
- ・基幹避難所は、市職員が避難所の開設要員として1～2名応援に駆けつけるとともに、一定の備蓄物資を保管しております。一方、地域避難所には、市職員の応援や備蓄物資の保管が本来ありません。
- ・稲穂金山地区は、土砂災害警戒区域(土石流)に2つの基幹避難所(稲穂小・稲穂中)があり、これらが災害時(土砂災害)に使用できないこととなっているため、手稲区では、一部の地域避難所においても特別に、職員の応援を行う体制を組んでいます。
- ・具体的には、地域避難所である手稲養護学校、稲穂高等支援学校、祥龍寺について、手稲区との間で覚書を交わし、基幹避難所と同レベルとはいかないまでも、それに準じた形で緊急時の体制を確保できるよう努めています。しかし、これらの施設は、あくまで民間の施設等であることから、私たち利用する側においても、基幹避難所とは異なり、備蓄物資も保管しておらず、あくまでも一時的な避難所であることを理解しておくことが必要となります。

7 気象警報解除後の対応

- ・稲穂金山地区は、災害時に利用できる基幹避難所が限られていることから、多くの方が地域避難所に一時的に避難することとなります。
- ・通常、土砂災害のための避難は、豪雨が何日も連続して続くことがないため、一時的な避難である地域避難所でも、機能的には問題はありません。
- ・気象警報が解除され、何の被害も発生していないときは、一時的に避難した避難所から自宅等へ戻ることができます。
- ・不幸にも土砂災害が発生し、自宅などの被害を受けたときは、避難指示の解除後に手稲区からの指示に基づき、別の避難所に移動してもらう場合があります。

8 今後の避難所のあり方

- ・この計画は、稲穂金山地区に限られた避難所しか利用できないことを前提とした避難計画となっています。このため、今後、学校等の建て替え時等の際に、札幌市に対して必要な避難所を確保するよう要請していきます。
- ・新たな基幹避難所が整備されたときは、この計画を見直します。また、基幹避難所が整備されるまでの間、民間などの協力により新たな地域避難所が指定されたときについても、その都度、修正します。

【改訂履歴】

[illegible]

手稲区稲穂金山地区防災計画
令和7年(2025年)2月策定

－編集・発行－

稲穂金山地区防災計画策定委員会
(事務局：稲穂金山まちづくりセンター)

－協力－

札幌市危機管理局、手稲区総務企画課